

2024年10月1日

経済産業大臣殿
人事院総裁殿

一般社団法人 TransgenderJapan
代表畑野とまと

【要請】 トランス女性職員の女性用トイレ使用制限を撤廃してください

平素より、大変お世話になっております。私ども TransgenderJapan はジェンダー平等をめざす究極的な社会的公正の構築を理想に掲げ、日本においてすべてのトランスジェンダーが安心でき、また、お互いをサポートできる環境をつくることを使命に活動する一般社団法人です。経済産業省（以下、経産省）に勤務する50代のトランス女性職員が、執務するフロアとは2階以上離れた女性用トイレを使用しなければならないという制限を課されている問題（以下、経産省トイレ事件）につき、2023年7月11日、最高裁は違法であるとの確定判決をくだしました。にもかかわらず、1年以上経った現在も経産省および人事院はその制限を取り払っていないことが報道により明らかとなりました。私ども TransgenderJapan は経済産業大臣および人事院総裁に対して、当該トランス女性職員への女性用トイレ使用制限をただちに撤廃することを強く求めます。

以下に、要請理由と現在の経産省および人事院の対応の問題点を述べます。

経産省トイレ事件の最高裁判決では、すべての裁判官が補足意見として「自認する性別に即して社会生活を送る」ことを「重要な利益」「切実な利益」と位置付けています。割り当てられた性別とは異なる性別で日常生活を送るトランスジェンダー当事者が、排泄という正当な目的があるにもかかわらず、自認する性別のトイレ使用を制限されるのは、人格権に照らして不当なものであることは明らかです。2023年6月に成立・施行されたLGBT理解増進法では、第4条および第5条において、国や地方公共団体の努力義務として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施する」との規定があります。トランスジェンダー当事者による“差別を解消してほしい”という切実な願いをもとに提起され、最高裁で確定した裁判の判決を行政機関が守らないのは、理解増進法が目指す方向とは完全に逆行し、行政機関みずから差別を再生産していると指弾されても致し方ない事態と言えます。このような状況を鑑みると、そもそも経産省が行った制限はトランスジェンダーへの無理解によるものではなく、もとより差別意図があったのではないかという疑念さえ想起させます。また、行政が司法の決定を無視し続けることは立法・行政・司法の三権分立を宣言した日本国憲法第41条、65条、76条1項に反しており、それは、立憲主義に基づく社会の危機です。国家権力の暴走は、日本国憲法に定める三権分立が一応は機能してきたことにより、なんとか食い止められてきましたが、最高裁判決を行政が無視する事態によって揺らぎつつあります。

トランスジェンダー差別をはじめとしたあらゆる差別への国の対応においては、被差別当事者の救済と制度的差別の根絶という2つの視点が必要です。国は差別の解消に責任を持つ主体であり、差別を放置・再生産してはなりません。今回、司法はその責任を全うし、経産省に対して研修の実施といった具体的行動の進言さえしています。行政機関たる経産省および人事院には、司法判断を踏まえた被差別当事者の救済に責任を持ち、当該トランス女性職員への女性用トイレ使用制限をただちに撤廃することを重ねて強く求めます。